第八期決算公告

平成二十七年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産　一、五六八

固定資産　一、八九二

資産合計　三、四六一

負債及び純資産の部

流動負債　九〇〇

固定負債　二五四

株主資本　二、三〇六

資本金　八〇

資本剰余金　一、七六六

利益剰余金　四五九

（その他利益剰余金）　四五九

（当期純利益）　（二一四）

負債及び純資産合計　三、四六一

平成二十八年三月三日

神奈川県横浜市戸塚区小雀町一九五九番地

一　グッドライフサーラ関東株式会社

代表取締役社長　清水　敏彦

配当公告

兵庫県西宮市本町一一番一号

破産者　シー・エス・ピー株式会社

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十七年（フ）第二七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、三四八、一七二、九九五円

一、配当することのできる金額

金二一五、二五七、三九八円

平成二十八年三月三日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一

破産管財人弁護士　太田　吉彦

配当公告

兵庫県西宮市浜甲子園四―一―二四ルネヒューマンズガーデンパラディオA棟五〇五号室

破産者　太田　康弘

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十七年（フ）第二七七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、一三四、一一九、九〇四円

一、配当することのできる金額

金八、九〇二、八四三円

平成二十八年三月三日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一

破産管財人弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県相馬市中村字北町一二〇番地、最後の住所福島県相馬市中村字北町八六番地

被相続人　亡　角野トミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三日

福島県南相馬市原町区南町一丁目一番地

松本ビル三階　若杉裕二法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若杉　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市栄三丁目二番、最後の住所埼玉県本庄市小島三丁目六番九号

被相続人　亡　長谷川伸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三日

埼玉県熊谷市筑波一丁目五六―一　ワンチスクエアビル二階

相続財産管理人　弁護士　丸田健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県勝浦市勝浦二二五番地一、最後の住所千葉県勝浦市勝浦二二五番地

被相続人　亡　堀込　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮九九〇六番地二〇一号室　神定大法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神定　大八

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市安養寺町一五番地三、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　八田　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三日

事務所滋賀県近江八幡市出町七六八エスペラント二階近江八幡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　俣木　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県豊田郡木谷村三一九番屋敷、最後の住所不詳

被相続人　亡　山本　秀助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三日

事務所　広島県東広島市西条上市町六番三二号

相続財産管理人　司法書士　洲崎　益吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市吉野本町六丁目二〇番地、最後の住所不明

被相続人　亡　脇　栄次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三日

徳島県板野郡板野町大寺字亀山下六六番地

相続財産管理人　弦元　昌幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市九八五番地、最後の住所長崎県上県郡上対馬町大字比田勝九六五番地

被相続人　亡　上原トリ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三日

福岡市中央区梅光園一丁目二番一一号渡辺靖志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　靖志

無縁墳墓等改葬公告

等持院墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年三月三日

一、墳墓等所在地　京都市北区等持院北町六三

一、墳墓等の名称　等持院墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て本籍不詳　①一色君一②竹中氏③熊川氏④吉井清蔵⑤中野光子⑥竹田資生⑦荒木田氏⑧松田美代栄⑨木村正⑩中尾博明⑪山本宗三郎⑫昭和元年以前建立不詳墳墓全て

一、改葬を行おうとする者　京都市北区等持院北町六三　等持院　代表役員　佐々木容道

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年二月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年三月三日

東京都渋谷区神宮前五丁目五二番二号

イメーション株式会社確定給付企業年金

清算人　吉田　謙三

債務引受に係るお知らせ

中日本高速道路株式会社第40回ないし第50回社債の債権者各位

中日本高速道路株式会社第40回ないし第50回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十八年二月二十九日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、中日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十八年三月三日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　勢山　廣直

愛知県名古屋市中区錦二丁目十八番十九号

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮池　克人